

平成25年度第1回亀岡市個人情報保護審議会（6月28日開催）

議事録

（事務局）

お待たせいたしました。ただ今から亀岡市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。委員の皆様には大変ご多用のところご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それではさっそくではございますが木藤会長からご挨拶を賜ります。会長、よろしくお願いいたします。

（会長）

26日に国会が閉会し、4日に参議院通常選挙の公示がされ21日に選挙ということです。前回お話しした通り今年は昨年末の総選挙以降予算編成がずれ込み、暫定予算を組んで本予算が動き始めるのが5月以降となりました。今日ご報告する中でもいくつか新しい動きがありますが、この選挙が終わると衆議院選挙をしない限りは国政選挙はないので、安定期に入ることから法制度改革が進むのではないかと考えられ、またお集まりいただき御議論いただくことになるかと思います。本日は報告事項がいくつかございますのでよろしくお願いいたします。

（事務局）

ありがとうございました。本日の会議につきましてはあらかじめ法貴委員、廣瀬委員、おふたりの欠席を聞いておりますので、委員9名中7名のご出席ということでご報告を申し上げます。

議事に入ります前に、前回、今年の1月に会議をさせていただいておりますけれど、それ以降におきまして事務局の方に異動がございましたのでご紹介させていただきます。

《事務局職員紹介》

（事務局）

本日の会議につきましては公開ということにいたしております。傍聴席の方を設けておりますのでよろしくお願いいたしますと思います。それと本日の議事録につきましては、その要旨をホームページ、それから1階の情報コーナーで公表する予定にいたしておりますので、その点につきましてもよろしくお願いいたします。それでは、次第に基づきまして議事に入らせていただきます。以後の議事の進行につきましては、本審議会条例の規定に基づきまして木藤会

長にお願いいたします。それでは会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

本日は協議事項とその他ということです。

最初の「事前登録型本人通知制度」については、この審議会でも数回お諮りをしたことがありますけれども、本日は担当課の市民課から説明にきていただいておりますので、さっそく説明いただいてご議論していただきたいと思います。

(担当課)

《資料に基づき説明》

(会長)

本人通知制度実施要綱が策定され、登録申請書を出された方、かつ、業務の対象外にならない場合に第三者請求があった方に通知をするということですが、現在の犯罪が確定した時の通知制度も要綱がありましたか。

(担当課)

対応要領を定めて対応しており、今日までで6名の方からご連絡があり、その6名の方につきましては個別に面談をして経過をご説明させていただいたところでございます。

(事務局)

昨年発覚した事件については、発覚しただけでまだ刑が確定していなかったのですか。

(担当課)

プライム事件群馬ルートというのがあり、3月に2万件近くの住民票等を不正取得されたもので、2件ほどは刑が確定しているが、その他はまだ未確定ということです。亀岡市にも請求が何通もあり、対象者に通知をさせていただきました。

(会長)

職務上請求書の用紙を偽造された例ですね。亀岡も偽造ですか。

(担当課)

偽造番号で請求されました。

(会長)

今回、もし正式な職務上請求書で訴訟等と書かれていると、通知対象外になり、偽造かどうかわからないですよ。

(担当課)

そうです。今も法務省から行政書士の方で職務上請求書の用紙を紛失したとかいう場合は届け出が必要ということで、その番号については毎回市町村に送られてきますので、請求があった場合はそれをチェックしてから交付をするというような手続きをとっています。おっしゃったように、交付請求の中で除外項目が記載されているとどうしても交付しなければならないとなっておりますので、不正かどうかというのをその時点で見破るのは難しいと思いますけれど、ご本人に取得の意思がないのに取得されたという経過が早くわかりますので、その手立てが早く講じられるのではないかと考えているところです。

(委員)

福知山の弁護士会では、この制度はあまり有効でないように書いておられて、通知対象外の密行性の高い業務とか秘密保持の必要性がある業務をする時に差しさわりになるからと書いておられたのですが、市によって通知対象外が異なることもあるのですか。

(担当課)

京都弁護士会は、福知山市が10月にこの制度を実施すると決められた時にその実施要綱を見て要望書を提出されました。

今、おっしゃったように、各市町村によって要綱の中味は違いがあります。当初、京都府が同じ内容で一本化して進めようということで、23年度から市町村担当者会議を持って協議をしてきたのですが、その中で、福知山市では先行して京都府案とは違う内容で実施をされ、弁護士会の要望が出てきております。福知山市の場合は、第三者が請求されたものはすべて通知し訴訟業務等について配慮をしないというような内容になっているため、弁護士会からそのような要望書が出てきたものです。亀岡市が実施しようとしているものは、ほぼ京都府で検討してきた案を参考にした内容で、弁護士協会とも協議をした中で密行性のある部分については排除していこうということになったものでございます。

(委員)

弁護士会から要望があった福知山市は、条例とかを改正していないのですか。

(担当課)

改正はしていません。

(委員)

要望を受け入れていないということですね。

(担当課)

同じ要望書が京都府にも出されていますが、京都府はそれを要望として聞くということで、それに対しての回答はされていないと聞いています。

(会長)

福知山市の現状についての数字を教えてください。

(担当課)

福知山市は昨年の１０月から実施をされまして、現在までの登録件数については９０件の登録があり、そのうち通知をしたのが６件と聞いています。その次に実施された京丹後市は１９件通知したと聞いています。

(会長)

すべて通知とした割にはまだ６件しか通知がないとなると、亀岡では例外があるとなるとほとんど通知がないということになるかもしれませんね。

(担当課)

亀岡市といたしましては、できるだけ近隣市町村が同じ内容となるよう、南丹管内の２市１町は同じ内容で同じ時期に実施できるよう協議させていただいているところでございます。

現在、福知山市と京丹後市が全件通知という同じ内容で実施されています。他の宮津、舞鶴、綾部、南丹、京丹波につきましては、亀岡市と同じような内容で、亀岡市の要綱も綾部市の要綱を参考にさせていただいたのですが、京都府の検討された案に一番近いというようなところです。

(会長)

大阪府はどうですか。

(担当課)

大阪府は全て全件通知で、福知山市や京丹後市と同じような形です。

ただ、東大阪市や松原市はまだ制度に取り組んでおられないようです。

(会長)

本来、戸籍は法務行政なので、法務省が中心となって全国的に対応していくべきだと思うが、市町村に任せてそれぞれで制度が変わるのですか。法務局とか法務省からは何も対応はないのですか。

(担当課)

法務省は、この制度については戸籍法に抵触しないということ、また、本人通知は戸籍法に根拠がないので法務省では判断ができないということです。

京都府としても、国に対して法制化に向けて要望していきたいということは聞いております。

(会長)

本人確認についても、同じような動きで法改正され、住基法、戸籍法が連携するような形になった経過があるが、そういった第三者請求についての問題点があるのであれば、それぞれの八業士の業務と連携しながら何らかの手立てが必要になるでしょう。

この要綱は、ホームページで見られますか。

(担当課)

ホームページでは、例規集の中にアップされます。

(会長)

では、制度自体はお知らせなどに掲載されますし、例規集をたどっていけば条文自体を市民の方が見ることもできます。

(委員)

制度を作ってほしいという市民要望はありますか。

(担当課)

今のところはありません。

(会長)

京都府南部の広がりはどうですか。

(担当課)

長岡京市、向日、大山崎以外の、宇治、城陽でひとつの城南戸住協という組織を作っておられますが、そこでは、当初は国に法制化に向けた要望書を出すということで話しをされていたが、月曜日に会長市である宇治市から要綱制定に向けたアンケートに回答してほしいという電話依頼があり、話しを聞いていると、年度内くらいに城南戸住協の組織で同じ対応で要綱を決めていきたいというようなことをおっしゃっています。

(委員)

要綱が告示され、ホームページにも掲載されるということで、市民としては「おしらせ」に載せてもらうのが一番手近かと思うが、見ない人がいます。月1回の広報紙にも載せてもらって、詳しくはおしらせをご覧くださいとしていただければと思います。

(担当課)

検討させていただきます。

(会長)

前回に話のあった災害弱者と要援護のも登録型でしたね。市民が動かないとこのサービスが受けられないのでなかなかわかりにくいですが、全市民にチラシを配るには経費がかかってきますし。

(担当課)

おしらせは1回だけではなく何度かしていきたいと思っています。

(会長)

それでは協議事項であるこの事前登録型本人通知制度について、これで閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

(担当課)

ありがとうございました。失礼します。

(会長)

次に、マイナンバー法が成立し、今後どう動いていくのかということと、実際に亀岡市で動き始めるのはいつ頃になるのか、現時点でわかっている状況について報告をお願いします。

(担当課)

《資料に基づき説明》

(会長)

いずれにしろまだ先ですので、次回か次々回の審議会では、国、府からの説明があると思います。

それでは、その他の報告事項をお願いします。

(事務局)

《資料に基づき説明》

(会長)

他になれば、閉会のご挨拶をお願いします。

(副会長)

本日はご苦労様でした。冒頭のごあいさつにもありましたが、国会が終わろうとする時に台風、大雨で大変荒れていたのですが、閉会と同時に安定してきました。ただ急に暑くなりました。熱中症が言われておりますが、体に気を付けていただきますようお願いしまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

(事務局)

ありがとうございました。

(終了)